

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第41号を発行させていただきます。

事務所便りをお読みいただいている方のご親族やご友人などで熊本地震の被害に遭われた方々がいらっしゃるものと存じます。

熊本地震で被害に遭われた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

今月は、GWの連休中に丹波篠山に出かけた際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、篠山市の草山温泉の近くで撮影した鯉のぼりです)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**ふるさと納税制度について その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**病気から身を守る酵素パワー その2**を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 ふるさと納税制度について その1

先月の熊本・大分を中心とした地震の被害状況を知り、被災地に寄付を考えていらっしゃる方が多いのではないかと思います。今回のテーマとして「ふるさと納税」を取り上げることにいたしました。

総務省のHPに掲載されている資料を参考にしております。



(写真は、篠山市にある龍蔵寺付近の風景です)

ふるさと納税制度とは

都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄付）

をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるためには、原則としてふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要になります。

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例が創設されています。

どの地方団体に対する寄付でも対象となります。

ふるさと納税に係る控除額計算方法

ふるさと納税のうち 2,000 円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除されます。

① 所得税	(ふるさと納税額－2,000 円) を所得控除 (所得控除額×所得税率が軽減)
② 個人住民税 (基本分)	(ふるさと納税額－2,000 円) × 10% を税額控除
③ 個人住民税 (特例分)	(ふるさと納税額－2,000 円) × (100%－10% (基本分)－所得税率) →①②により控除できなかった額を、③により全額控除 (所得割額の 2 割を限度)



(写真は、龍蔵寺の山門です)

(計算例)

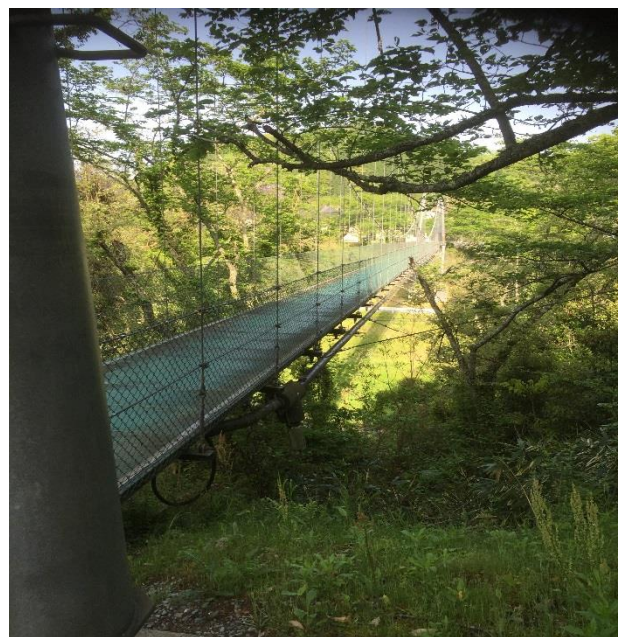
年収 700 万円の給与所得者 (夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は 20%) が、30,000 円のふるさと納税をした場合

① 所得税	(30,000 円－2,000 円) × 20% = 5,600 円
② 個人住民税 (基本分)	(30,000 円－2,000 円) × 10% = 2,800 円
③ 個人住民税 (特例分)	(30,000 円－2,000 円) × (100%－

民税 (特例分)	10%－20%) =19,600 円
----------	--------------------

*この計算例ですとオレンジ色になった数字の合計が 28,000 円 (5,600 円＋2,800 円＋19,600 円) になり、自己負担額の 2,000 円以外はすべて控除されます。

紙面のスペースの関係で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」につきましては、次号にて説明させていただきます。



(写真は、草山温泉の宿泊先周辺の風景です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

企業版ふるさと納税関連

日経新聞に「企業版ふるさと納税 見返り禁止 入札優遇や低利子融資 内閣府、不正を防止」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・内閣府は今年度から、自治体に寄付した企業の税負担を軽くする「企業版ふるさと納税」で、自治体による入札優遇や低利子融資といった見返りを禁じる。
- ・今夏にも第一弾の寄付の対象になる事業の受付を始める。
- ・1 件あたりの寄付額が大きい企業版で返礼競争が起きると公共事業の入札談合といった不正につながりかね

ず、見返りを禁止する。

- ・禁止するのは、補助金交付や自治体による低利融資、入札や許認可での優遇、不合理な低価格による土地の譲渡などだ。

- ・企業版ふるさと納税は、自治体が提案し、地域活性化の効果が高いと政府が認めた事業に対し企業が寄付をする制度。
- ・寄付をした企業は寄付額の約6割分の減税を受けられる。

などと書かれておりました。

*企業版ふるさと納税の詳細につきましては次号以降で取り上げさせていただく予定にしております。



(写真は、龍蔵寺の山門近くに咲いていた花です)

NISA 関連

日経新聞に「NISA 恒久化検討 金融庁 現役世代の投資後押し」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・金融庁は、年120万円までの投資で得た売却益や配当を最大5年間非課税とする少額投資非課税制度(NISA)の恒久化を検討する。
- ・恒久化検討は安倍首相が掲げる「国内総生産(GDP)600兆円」目標実現に向けた具体策の一つだ。
- ・恒久化で個人投資家のすそ野を広げ、投資で稼いだ利益が消費に回ることを期待する。
- ・マイナス金利で厳しい運用難に見舞われる中、NISAを

恒久化して人生設計に合わせた長期投資も促す。老後の生活費確保に備えて資産運用しやすい環境を整える。などと書かれておりました。

*NISAでの非課税を恒久化すれば、NISAの利用者がこれまでより増えるでしょうから、恒久化にするべきだと思います。



(写真は、篠山で撮影した風景です)

4 病気から身を守る酵素パワー その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月に引き続き「病気から身を守る酵素パワー」について書かせていただきます。

酵素は2つに分類される

参考文献には

- ・体内で生産された酵素は、主に「消化酵素」と「代謝酵素」のふたつに分類される。
- ・「消化酵素」とは、摂った食物を消化する役目の酵素。

・【不健康な人の場合】

酵素の少ない食生活を送っていると、消化のために消化酵素が多量に消費されてしまうので、その分代謝酵素が少なくなり、身体に負担がかかる。

・【健康な人の場合】

酵素たっぷりの食生活を送っていると、消化が順調におこなわれることで代謝酵素が温存され、有効に身体のために使うことができる。

- ・重要なことは、「消化酵素」と「代謝酵素」のバランス関係です。

などと書かれています。

食べ過ぎて「消化酵素」を多量に消費しないことを心掛けないといけませんね。旅行に出かけて旅先で食べ過ぎる等の非日常の際は仕方ないでしょうから、普段自宅での食事は、食べ過ぎないように気をつけましょう。

病気は「消化不良」から始まる

参考文献には

- ・消化不良はそんなに甘いものではありません。なぜなら、すべての病気の出発点となるからです。
- ・人が健康な状態であるときには、善玉菌 20%、悪玉菌 5%、日和見菌 75%というバランスを保っています。私たちの健康を大きく左右するのが、この腸内にある細菌数のバランスなのです。
- ・「消化が正常に行われているなら、病気知らずでいられる」ということになります。
- ・消化酵素がきちんと作業を行ってくれさえすれば、消化は正しく完了します。

などと書かれています。

仕事が忙しくなったりするとついスーパーやコンビニなどで加工食品などを買って食べてしまいがちですが、そういう時ほど消化にいい食事を心がけないといけませんね。



(写真は、篠山市にあるお蕎麦屋の外観です)

紙面の関係で酵素パワーの続きの説明は、次号にてさせていただきます。

【参考文献】

- ・健康の決め手は「酵素」にあった 著者 鶴見隆史 (株)河出書房新社

5 編集後記

先月篠山に仕事に行ったついでに立ち寄った一会庵というお蕎麦屋さんが美味しかったので、GW 中のお休みを利用して再度食べに行ってきました。

下の写真は、そのお蕎麦屋さんの店内の様子です。古民家を利用してお蕎麦屋さんをされています。



11 時 30 分開店でお蕎麦がなくなった時点で閉店となってしまうので、開店の 10 分ほど前に到着したのですが、すでに 3 組のお客さんがお店前でお待ちになられておりました。お休みの日は、相席になるのですが、それでも開店後 15 分ぐらいで満席となり、外で順番待ちをしないといけない状況でした。



写真は、その時に食べた「そば切り」と「そばがき」です。温かいお蕎麦は提供されていないので、お蕎麦を食べるのなら「そば切り」か「おろしそば」の 2 種類だけで、わさびなどの薬味は一切なく、お蕎麦の味をじっくりと堪能して欲しいというお店のスタンスなのだと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。